

## 北海道教育委員会公式ウェブサイト広告掲載基準

### (目的)

第1条 北海道教育委員会公式ウェブサイト広告掲載要領第5条の基準は、次のとおりとする。

### (広告の規格)

第2条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大 き さ 縦106ピクセル×横190ピクセル

形 式 GIF(アニメ不可)・JPEG・PNG

データ容量 100KB以下

画像のALT属性テキスト 「広告:」で始め、「広告:〇〇株式会社」等と出来るだけ画像上のテキスト表現と統一性を持たせることとし、「広告:」を含め全角20字以内で必ず表示するものとする。

### (広告掲載の位置)

第3条 広告掲載の位置は、原則として広告を掲載するページの下部に並べるものとする。また、その上部には「広告」等と表示するものとする。

### (禁止表現)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタンやラジオボタン
- (2) テキストボックス(入力できるように見えるもの)やプルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (3) アラートマーク
- (4) 北海道教育委員会の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用(北海道教育委員会ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するものなど)

### (色調等)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。

### (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

### 附 則

本基準は平成23年4月28日から施行する。

### 附 則

本基準の一部改正は、令和6年3月29日から施行する。